

機関番号：11201

研究種目：若手研究（B）

研究機関：2008～2010

課題番号：20730011

研究課題名（和文） フランスならびにイタリアにおける国家の非宗教性原則の運用  
と文化の多様性研究課題名（英文） The practices of laicism in France and Italy  
and the notion of cultural diversity

研究代表者

江原 勝行（EHARA KATSUYUKI）

岩手大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：60318714

研究成果の概要（和文）：本研究においては、フランスとイタリアにおける国家の非宗教性原則の解釈・運用に関する特質が提示された。フランスについては、当原則が、国家の中立性の名の下に、マイノリティによる基本権保障の要求を疎外する機能を果たしうるが、それでもなお、社会における文化的多様性と両立しうる柔軟な理念として運用されることが結論づけられた。イタリアについては、特に憲法裁判所判例の分析から、当原則を公共空間における信教の自由の積極的行使と不可分のものとして構成する傾向性が抽出された。

研究成果の概要（英文）：In this research, I have carried out a study of what the characteristics of laicism in France and Italy are. As a result, I have drawn the following conclusion. In France, although laicism has the function of preventing demands of the minorities for the guarantee of their fundamental rights under the pretext of State neutrality, nevertheless, it could have the function of protecting the cultural diversity in the society as a ‘flexible’ principle. And in Italy, laicism tends to be regarded, especially by the Constitutional Court, as a ‘positive’ principle which makes possible the exercises of the freedom of religion in the public space.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：比較憲法

## 1. 研究開始当初の背景

現在のフランスでは、過去の植民地政策を原因として大量のマグレブ系移民の流入に直面しているという社会的背景から、マイノリティ集団による文化的諸権利の承認要求を国民統合の理念とどのように調和させるべきかという国家の根本問題が特に先鋭化している。フランスにおいてこの根本問題を象徴しているのが、公教育の現場におけるイスラム教徒によるスカーフ等の宗教的標章の着用が、ライシテと呼ばれる国家の非宗教性原則に照らして許されるのかという問題

である。

この問題は、1980年代末以降、フランス人とは何かという国民統合に関する議論の中心を成している。それゆえ、フランスの公教育におけるライシテ原則の運用を文化的マイノリティの権利要求との関連において検討することは、基本的人権保障における平等、文化的諸権利の承認の可否、国民国家において共和主義の理念が果たす機能といった人権論ないし国家論における基本的問題群に関わってくる。そして、かかる問題状況は、フランスと同様「一にして不可分の共和国」

を標榜し、かつカトリック教徒が同様に宗教的マジョリティを構成するイタリアにおいても顕在化している。

したがって、フランスならびにイタリアにおける国家の非宗教性原則の運用をめぐる法政策および理論的反応について研究することは、政教分離原則ならびに平等原則の意義、国民の観念と個人の自律、文化的多様性に由来する権利要求の是非といった、日本においても考究されるべき人権論の基本的諸課題に関する議論の深化に寄与しうると考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、フランス・イタリア双方における公教育上の国家の非宗教性原則の運用、およびそれに対する学説上の評価を検討対象とする。具体的には、両国における国家の非宗教性原則の歴史的意義を明らかにし、当該原則に関する現在の立法ならびに判例の動向を跡づけた上で、今日のフランス・イタリアにおける国家の非宗教性原則の意義、民族的・宗教的マイノリティによる文化的諸権利の主張の可否と平等原則の関係、国民統合を担保するための基本的人権保障の条件・態様といった各論点につき考察する。この考察をもって、フランス・イタリアにおける失業問題や移民の受入れ問題を背景とした社会的排除の問題を憲法学上の人権論の観点からは是正するための理論を探究することを本研究は目的としている。

## 3. 研究の方法

本研究は、フランスとイタリアという2か国を対象とし、研究目的に示された関心ないし論点に基づき遂行された。研究の実行は、主として、文献の収集、関係各機関への訪問調査、それらの成果に関する比較法的意義の検討、それらの結果を論文として発表する、といった段階を踏んだ。

文献の収集については、フランス公法学に関する文献に比べ国内において入手が困難なイタリア公法学に関する文献をイタリアに直接赴き収集する機会をもった。その際、憲法裁判所やローマ大学等、本研究の問題関心に関わりのある政府機関もしくは大学を訪問した。

文献の収集に基づき、入手された文献・資料において確認されるフランスないしイタリアの国家の非宗教性原則上の制度的・思想的独自性について、国内における政教分離制度の専門家（研究協力者）とともにその比較法的意義の検討を適宜行った。

文献の収集および研究協力者との検討を踏まえ、研究の目的に示された問題関心に基づき、研究代表者が論点整理ならびに各論点に関する調査・研究のまとめを行った。整理

された論点ごとの研究内容をその段階における研究成果として論文の形で発表した。

## 4. 研究成果

### (1) フランスにおける国家の非宗教性原則の意義について

#### ①公教育における非宗教性の理念

まず、フランスにおける国家の非宗教性原則が国是である共和主義を実現する際に果たしてきた歴史的役割を跡づけることにより、公教育における国家の非宗教性原則の機能が「反省的疎隔化（*distanciation réflexive*）」という観点から説明可能であることが確認された。この「反省的疎隔化」というのは、社会的価値観からの批判的解放を意識させる機会としての公教育という観念に基づき、学校という施設を公的領域と私的領域とのいわば結界として位置づけることを可能ならしめる概念装置である。

しかしながら、このような公教育における非宗教性の理念は、経済活動のグローバル化、および国民国家の政治的・民族的境界の相対化、それに伴う社会的・文化的構成要素の多様化・複雑化の促進によって、現在ではその通用性に疑念が投げかけられているという分析が、本研究の前提として導き出されている。

#### ②宗教的標章禁止法制定の意義

フランスでは、2004年に、公立学校において生徒が自己の宗教的帰属を表明する標章を着用することを禁止する法律（宗教的標章禁止法）が制定された。本研究においては、宗教的標章禁止法という、上記に示した国家（とりわけ公教育）の非宗教性原則の動揺という現状に対する反動とも捉えられうる政治的動向が、個人に対する信教の自由保障との関連においてどのように評価されるべきかという分析が試みられた。

この分析の過程において、宗教的標章禁止法は、公教育への平等なアクセスや性差別の禁止といった憲法上の基本原則に違反するという個別的な批判が向けられうると同時に、「原理主義的共和主義（*intégrisme républicain*）」と呼ばれるイデオロギーの反映として評価されうるという仮定が提示された。「原理主義的共和主義」というのは、諸個人間の事実上の差異を捨象した「公民契約（*contrat civique*）」に「国民」概念の定位を還元し、したがって、国民間の社会的紐帯を想定する上で文化的諸要因を考慮せずに、「公民契約」に基づき創出された諸原則に対する個人の同意を専ら問題とする、文化的多元性排除のベクトルを内包した政治的志向性を意味するものとして理解される。

国家の非宗教性原則の堅持に由来する宗教的標章禁止法の制定がこのような問題性

を孕んでいることを示すことにより、事実として文化的・宗教的多様性が存在する社会にあって、多様性に対応する諸集団が共同体主義、および文化的アイデンティティを私的領域に追いやることの双方を回避しつつ共存することを可能ならしめるという課題が、国家の非宗教性原則の運用に対して突きつけられているということが明らかにされた。

### ③国家の非宗教性原則の再解釈

上記の課題に応えるためには、国家の非宗教性原則の再解釈が必要となる。この再解釈の出発点として、国家と教会との分離を定めた1905年政教分離法の内容を検討した。この検討においては、同法が、あらゆる宗教的信条を良心の自由として保護することを可能にする、公共空間の中立性としての国家の非宗教性原則を確立しゆく契機たる地位を付与されるということが確認された。

1905年政教分離法に関する内容分析から、宗教に対する国家の中立性の義務が、他者の尊厳の承認という契機、すなわち、公共空間における自己の象徴的アイデンティティの自由な表明を市民に対し許容するという局面を内包しているという結論が導き出された。国家の宗教的中立性をめぐるかかる観念により、文化的・宗教的アイデンティティの多元性に適応しうる柔軟な原則として、すなわち、国家と教会の分離という体制の下、信仰に対する処遇上の平等と公共空間における信仰上の表現の自由を保存する技術として、国家の非宗教性原則を想定する解釈が正当化された。

### ④共和主義の理念と平等原則

上記において示された国家の非宗教性原則の再解釈は、公共空間における宗教的アイデンティティの表明の尊重という個人の自由権への配慮を構成要素とするものであるがゆえに、かかる権利の個別化要求と平等原則との調整という問題をも提起するものである。共和主義の理念は、本来、普遍主義に裏打ちされた市民の平等を前提とした公共空間と、個人の属性と結びつく多様性が展開される私的領域との厳格な分離を含意しているからである。

したがって、かかる調整への志向から、共和主義の理念の再構成が試みられた。すなわち、国家内の文化的諸集団がもつアイデンティティに対する承認により、集団の伝統に従った自己実現が保障されるという意味において、諸個人間の平等な自由の尊重が帰結されるという、普遍主義の修正を許容しうるものとして共和主義の理念が捉え直された。このことを前提として、文化的・宗教的アイデンティティに基づく個人権表出の最大化という文脈において平等原則を理解すること

を可能ならしめる、宗教ないし文化に対する国家の積極的中立性の概念が提示された。国家の中立性の概念に関するそのような再解釈は、また、公教育に対する国家の介入のあり方をめぐる憲法院ならびに国務院判例の検討から導かれた、公立学校における個人の良心の発現としての宗教的標章の提示と平等原則との関係についての診断にも立脚している。

### (2) イタリアにおける国家の非宗教性原則の意義について

#### ①イタリア共和国憲法における基本原則とEU統合

イタリアにおける国家の非宗教性原則の理念と運用を認識する前提として、欧州連合における政治的統合が進行している状況下でイタリア共和国憲法の運用がいかなる対応を求められているのかという視点から、欧州連合レベルにおける基本権保護に関し共和国憲法が有する独自性を抽出することにより、国家の非宗教性原則の解釈に影響を及ぼす宗教的多元主義を始めとする憲法上の基本原則の意義を明らかにした。

この作業は、共和国憲法とEU法規範との対抗関係をめぐる憲法裁判所判例の分析に立脚している。憲法裁判所判例の分析から、宗教的多元主義を始めとする憲法上の基本原則が、憲法改正によってその本質的内容を変更することが許されない憲法秩序の「至高の諸原則 (principi supremi)」たる性質を有すること、そのため、EUにおいて定められる条約その他の諸規範を執行する法律が「憲法秩序の基本原則ならびに不可譲の人権」に反すると考えられる場合には、かかる法律は国内法秩序から排除されるということが帰結された。

憲法上の基本原則が「至高性」の名の下にそれほど強力な法的効力を有しているということの確認により、イタリアにおける国家の非宗教性原則は、宗教的多元性を刻印した概念として解釈・運用されなければならないのではないかという仮説が導き出された。

#### ②各宗派に保障される平等と自治

上記の仮説の検証を主たる目的として、国家の非宗教性原則を体現する共和国憲法上の諸規定の解釈・運用につき調査を行った。

国家の非宗教性原則の意義を明らかにする上で、まず共和国憲法制定議会において、カトリック宗派と非カトリック宗派との関係のあり方、および諸個人に対する信教の自由の保障の態様につきどのような議論が行われたのかということが跡づけられた。その結果、宗派間の平等ならびに諸個人に対する信教の自由保障は、「平等な自由」、すなわち、すべての信仰が平等な法的規律に服する

のみならず、共和国憲法ならびに共和国憲法に抵触しない諸法律によって設定される制限以外のいかなる制限も課されることなく、すべての宗派の信者が自由に自己の信仰を表明し、宗教的信条に関わりのある諸活動を自由に展開することができるという意味において解釈されるべきことが確認された。なお、この確認作業においては、憲法裁判所の判例との関連における検証も行われている。

イタリアにおける信教の自由保障が各宗派ないし諸個人に対しそのような意味での平等性を保障しているという与件を踏まえ、宗派の自治の内容、および宗派の組織・活動に対する内閣ならびに議会の関与の制度的条件についても調査を行うことができた。

### ③国家の非宗教性原則の解釈

②において示された信教の自由の行使に関わる平等性は、憲法裁判所が国家の非宗教性原則を解釈する際の基本的指針となっているということが、関連する憲法裁判所判例の渉猟により明らかとなった。つまり、イタリア流の国家の非宗教性原則の概念構成は、判例起源のものと評価することができる。

憲法裁判所によれば、国家の非宗教性原則は、国家とカトリック教会の関係、すべての宗派の平等な自由、宗教団体に対する差別的処遇の禁止を規定した憲法条項のみならず、個人ならびに団体の信仰・布教・礼拝の自由、人格発展の場としての社会組織における人権行使の不可侵性、形式的ならびに実質的平等原則を規定した憲法条項によっても根拠づけられる。このことは、宗教に対し無関心であるという意味での国家の（消極的）中立性ではなく、宗教的・文化的多元主義の体制において信教の自由が保護されることを国家が保障するという積極的な観念を国家の非宗教性原則が意味するということを含意している。そして、かかる積極的非宗教性原則は、フランス流の非宗教性原則とは異なり、教会が国家に対し行う協力の鑑み、公的領域における教会の役割を排除しないということが帰結された。

### ④国家の非宗教性原則の運用

これまでに明らかにされた国家の非宗教性原則ないし諸宗派に対する平等処遇保障の意義を踏まえ、国家の非宗教性原則を合憲性審査の判断基準として援用した憲法裁判所判例の内容に関する検討も行った。具体的には、訴訟における宣誓義務、政教条約に基づく婚姻の無効、宗教的感情の刑法上の保護、宗派支援を目的とした公金の抛出、公立学校の教室におけるキリスト十字架像の掲示、を争点とした諸判決が検討対象となった。

これらの具体的素材の中でも、近年のイタリアにおいて特に社会的関心を喚起してい

るのが、公立学校の教室や選挙の投票所といった公共施設の中にキリスト十字架像を設置する行為が、施設利用者の信教・良心の自由を侵害し、国家の非宗教性原則に違反するのではないかという争点をめぐる行政訴訟である。この点に関し、すべての市民は性別・人種・宗教等によって差別されないとする法の前の平等を規定した共和国憲法第3条第1項を前提とすれば、特定の宗教を特徴ないし条件づける一定の要素に基づき差別化される不利益処分は禁止されるというのが憲法裁判所の基本的態度である。

また、同様の問題につき、国務院は、キリスト十字架像は、寛容、他者の自由への配慮、人間の連帯、あらゆる差別の拒絶等の諸価値の宗教的起源を象徴的に表すという点で、市民の共生の基盤たる憲法秩序を支える価値観を伝達する教育的な機能を果たしうるために、公共施設におけるその提示は国家の非宗教性原則に違反しないと判示している。このような国務院の態度は、宗教に起源を有する価値観が公共空間における市民の共生を可能にする条件であると判じている点において、公共空間における宗派または個人に対する平等な信教の自由保障を強調する憲法裁判所判例とは異なる意味で、イタリア流の国家の非宗教性原則がフランス流のそれとは対照を成すことを物語っていると評しうる。

### (3) 総括と展望

本研究においては、フランス流の共和主義の理念、およびこの理念を体現する国家の非宗教性原則は、国家の宗教的・文化的中立性や公序の維持の名の下に（特に文化的マイノリティ集団による）基本的自由保障への権利要求を疎外する機能を果たす平等原則の固守と結合しうる、また、実際に結合しているという仮説が提示された。この仮説が正しいとすれば、フランスにおける国家の非宗教性原則は、現実社会における文化的多様性と両立しうる柔軟な理念として運用されるべきであるという必要性、そして、実際にそのように運用されうるという当原則の再構成の契機を示すことができた。

これに対し、イタリアについては、国家の非宗教性原則を具体化する共和国憲法規範の解釈・運用につき調査を行い、イタリアの憲法判例ならびに憲法学説においては、諸個人による信教の自由の行使を公共空間において容認するという点で、国家の非宗教性原則を信教活動に関する諸個人の積極的自由と不可分のものとして構成する傾向性が抽出された。

このように、フランスとイタリアという2か国における国家の非宗教性原則の運用を対照的に記述することにより、本研究におい

て、多元主義ならびに平等原則を尊重しつつ、社会的画一化には至らない国民統合を促進し、個人の基本的自由を実効的に保障する憲法システムを構築することを可能ならしめる国家の中立性の概念構成を、一定程度示すことができたのではないかと思われる。

今後は、国家の非宗教性原則ないし国家の宗教的・文化的中立性に関するかかる概念構成にさらなる合理性を付与すべく、イタリアにおける国家の非宗教性原則と信教の自由保障をめぐる憲法問題につき、憲法・行政判例の展開と学説によるその評価をさらに調査していくことが望まれる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 江原勝行，フランスの公教育におけるライシテ原則の運用とその再構成，大須賀明先生喜寿記念論文集『憲法と国家機能の再検討』，査読無，2011年発行予定，151-175頁
- ② 江原勝行，「EU立憲主義」とイタリア憲法，比較法研究，査読無，71号，2010年，38-51頁
- ③ 江原勝行，フランスにおける国家の非宗教性原則の運用と共和主義，憲法理論叢書⑩『憲法変動と改憲論の諸相』，査読無，2008年，117-130頁

[学会発表] (計1件)

- ① 江原勝行，国民国家を超える「憲法」は可能か，比較法学会，2009年6月7日，神奈川大学（神奈川県）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

江原 勝行 (EHARA KATSUYUKI)  
岩手大学・人文社会科学部・准教授  
研究者番号：60318714